



平成 23 年 12 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社日本医療事務センター
代 表 者 名 代表取締役社長 荒井 純一
(コード番号 9652 東証第 2 部)
問 い 合 わ せ 先 執行役員経営企画部長 小熊 邦夫
T E L 03-3864-3311

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1（1）変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、平成 24 年 1 月 11 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

（1） 変更の理由

平成 23 年 11 月 3 日付プレスリリース「エヌ・シー・ホールディングス株式会社による当社普通株式等に対する公開買付けの結果及び支配株主等の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、エヌ・シー・ホールディングス株式会社（以下「エヌ・シー・ホールディングス」といいます。）は、平成 23 年 9 月 20 日から平成 23 年 11 月 2 日まで当社の普通株式及び本新株予約権（注）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、エヌ・シー・ホールディングスは、平成 23 年 11 月 11 日の決済開始日をもって、当社普通株式 15,712,759 株（当社の総株主の議決権の数（発行済株式総数から、議決権を有しない株式として当社が平成 23 年 6 月 30 日現在保有する自己株式数（2,089,215 株）を控除した株式数に係る議決権の数）に対する議決権の数の割合：72.37%（小数点以下第三位四捨五入））及び本新株予約権 2,280 個を所有するに至りました。

（注）「本新株予約権」とは、平成 20 年 7 月 22 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（取締役及び監査役用）並びに平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 40 回定時株主総会及び平成 20 年 7 月 22 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（使用人用）の総称を意味します。

エヌ・シー・ホールディングスは、本日現在カーライル・グループに属する、ケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップである CJP NC Holdings, L.P. (以下「カーライルファンド」といいます。)及び当社代表取締役社長である荒井純一氏がその発行済株式の全てを保有している会社であり、平成 23 年 9 月 16 日付エヌ・シー・ホールディングスのプレスリリース「株式会社日本医療事務センター株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、カーライルファンド及び荒井純一氏は、医療関連受託事業の競争力強化と福祉事業を 2 本目の柱へと成長させることによる事業構造の変革を実施するにあたって必然的に伴うリスクの負担が株主の皆様及び事態を回避しつつ、かかる事業の抜本的強化と事業構造の変革を円滑に実施し、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、MBO の手法によって、当社株式を一旦非公開化させ、かかる事業の抜本的強化と事業構造の変革が実施可能な組織体制に移行する必要があると考え、本公開買付けの実施を決定するに至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成 23 年 9 月 16 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げますとおり、フィナンシャル・アドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から得た当社の株式価値算定書及び当社の株式価値に係る内容説明、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所 (以下「TMI」といいます。)からの本公開買付けを含む一連の取引に係る意思決定等に関する助言並びに第三者委員会から提出された答申書等を踏まえ、慎重に協議及び検討を行った結果、医療関連受託事業の競争力強化と福祉事業を 2 本目の柱へと成長させることによる事業構造の変革、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社にとって最善の選択肢であるとともに、当社の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであると判断するに至りました。

以上を踏まえ、当社は、以下の①から③の方法 (以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)によりエヌ・シー・ホールディングスの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容の A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」といいます。)を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項 (以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様 (当社を除きます。以下同じ。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 1,000 万分の 1 株を交付いたします。この際、エヌ・シー・ホールディングス以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をエヌ・シー・ホールディングスに売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主の皆様が保有する当社普通株式数に金530円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認された時点でその効力を生じるものといたします。

（2） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は9,800万株とする。 （新 設）	（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は9,800万株とし、 <u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は9,799万9,900株、第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は100株とする。</u> <u>（A種種類株式）</u> <u>第5条の2</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」と</u>

<p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>いう。) またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の<u>普通株式</u>の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式</u>の1単元の株式数は1株とする。</p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 ①第12条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ②第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
--	--

2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、医療関連受託事業の競争力強化と福祉事業を2本目の柱へと成長させることによる事業構造の変革を、一般株主の皆様へのリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社にとって最善の選択肢であるとともに、当社の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

「定款一部変更の件-2」は、本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件-2」に係る議案が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、当社は株主の皆様

から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ割り当てるA種種類株式の数は、エヌ・シー・ホールディングス以外の株主の皆様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,000万分の1株としております。

なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案のご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成24年2月13日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;">(全部取得条項)</p> <p><u>第5条の3</u></p> <p><u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,000万分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、医療関連受託事業の競争力強化と福祉事業を2本目の柱へと成長させることによる事業構造の変革を、一般株主の皆様へのリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、当社にとって最善の選択肢であるとともに、当社の株主及び本新株予約権の保有者の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

「定款一部変更の件-2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割り当てられるA種種類株式の数は1,000万分の1株とさせていただきます。

ます。この結果、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、エヌ・シー・ホールディングス以外の株主の皆様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように、割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合に、株主の皆様が割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、エヌ・シー・ホールディングスに対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主の皆様が保有する当社普通株式数に金530円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)にて定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,000万分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成24年2月13日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案のご承認が得られた場合には、東証二部の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成24年1月11日から平成24年2月7日まで整理銘柄に指定された後、平成24年2月8日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成23年11月4日（金）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成23年11月19日（土）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成23年12月6日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成24年1月11日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成24年1月11日（水）
当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定	平成24年1月11日（水）
当社普通株式の東証二部における売買最終日	平成24年2月7日（火）
当社普通株式の東証二部における上場廃止日	平成24年2月8日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成24年2月13日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付の効力発生日	平成24年2月13日（月）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱに記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得する等、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年9月16日付当社プレスリリースの2.（3）記載の各措置を講じております。

また、当社は、本取引に関する当社取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することを目的として、平成23年9月16日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、エヌ・シー・ホールディングス及び当社取締役会から独立性が高い当社社外監査役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である古川晴雄氏（光和総合法律事務所パートナー弁護士）及び佐藤英夫氏（日本高純度化学株式会社及び株式会社千葉興業銀行社外監査役）並びに外部有識者である野崎竜一氏（渥美坂井法律事務所・外国法共同

事業パートナー弁護士) から構成される独立した第三者委員会を設置していたところ、かかる第三者委員会より、平成 23 年 9 月 15 日に (a)本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けを含む本取引により株主及び本新株予約権の保有者に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を取得しております。

加えて、当社の代表取締役社長である荒井純一氏は、カーライルファンドとの間で、所有する当社普通株式及び本新株予約権について、本公開買付けに応募すること、本公開買付けの決済終了後に公開買付者に対し出資すること等の平成 23 年 9 月 16 日付当社プレスリリースの 3 記載の合意を行っていたことから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、本日開催の当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてエヌ・シー・ホールディングスとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、当該取締役会においては、荒井純一氏を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、監査役佐藤英夫氏が所用により欠席しているものの、佐藤英夫氏を除く当社の監査役全員が参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。さらに、当社は、これらの取締役会決議の方法、そのほかの利益相反を回避するための措置に関して、当社のリーガル・アドバイザーである TMI の助言を得ております。

以上